

参画と協働の形態

<参画とは>

市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。

(1) 附属機関、懇談会等の設置
(2) パブリックコメント
(3) 意見交換会（住民説明会、タウンミーティング、フォーラム並びにシンポジウム等）
(4) 講座等
(5) ワークショップ
(6) その他（モニター制度、市民からの提案制度、市民討議会）

<協働とは>

市民等と市又は市民等と市民等とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。

(1) 事業の企画・実施における協働	専門性や先駆性、地域性などに特化した市民活動団体や関係機関等と、事業企画・実施を協働で行うことにより、多様な市民ニーズに即した事業を期待して行われる形態
(2) 委託契約に基づく協働	本来市が行うべき事業や事務などの一部や全体を市民公益活動団体等に委託することで事業をより効果的、効率的に進める形態
(3) 指定管理者制度	地方公共団体が設置する公の施設の管理運営について、NPO等の市民活動団体等に委ねることを可能とする制度
(4) 補助金交付等による協働	市民公益活動団体等が主体的に取り組む事業に対して、申請に基づいて市が資金提供を行う形態
(5) 共催、実行委員会、協議会による協働	共催：共通の目的を達成するために、市民活動団体等と市が共に主催者となって事業・施策等に取り組む形態 実行委員会・協議会：市民、市民活動団体と市などさまざまな主体が集まり、実行委員会等を構成して主催者となって事業・施策等に取り組む形態
(6) 事業協力による協働	市民、市民活動団体等と市の間で、人材やノウハウ、機材、物品、資金、情報など互いに出せるものは出し合うなど、それぞれの特性を活かす役割分担を協定して、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業に取り組む形態
(7) 後援による協働	市民公益活動団体等が主催する事業について、公益性を認めることで支援するため、後援名義の使用を許可する形態
(8) 情報提供・情報交換による協働	市と市民・市民公益活動団体等が互いに保有する情報を交換・共有することで公益目的を達成する形態
(9) 個人のボランティアとの協力	個人のボランティアと行政との間で事業を協力して行う形態
(10) その他	上記(1)～(9)に該当しない協働形態 <例> 功労者表彰、アドプト制度 等